

計画的に運転上の制限を満足しない場合への移行を伴う作業等連絡票

1. 件 名

高浜4号機 高エネルギーアーク損傷対策に伴う予備変圧器の停電について

2. 作業内容

(1) 対象設備

高浜発電所 予備変圧器保護リレー盤

高浜発電所 予備変圧器しゃ断器

(2) 作業概要

予備変圧器保護リレー盤の保護継電器（E87）単体動作確認及び動作時間測定、保護継電器（E87）動作に伴う予備変圧器しゃ断器開放動作確認及び時間測定

(3) 作業理由

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則改正に伴うバックフィット対策を実施するため、予備変圧器を停電させる。

(4) 作業予定日時（運転上の制限外への移行期間）

2019年11月20日9時00分～2019年11月21日19時00分

3. 保安規定との関連性

①保安規定 第73条、第73条の2（1号炉および2号炉）

当該作業期間中、高浜1号炉および2号炉の照射済燃料は全て使用済燃料ピットに保管中である。

運転上の制限が適用されるモードは、「モード1～4」、「モード5、6および照射済燃料移動中」であるが、当該作業期間中は照射済燃料の移動作業はなく、高浜連絡線以外の外部電源からは受電可能であり、運転上の制限である「所要の非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源1系列以上が動作可能であること」を満足する。

②保安規定 第73条の3（3号炉および4号炉）

当該作業期間中、高浜3号炉の運転モードは「モード1」、4号炉は使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間である。今回の作業は原子炉施設保安規定第89条に規定される予防保全を目的とした点検・保守に該当するため、運転上の制限を満足しない場合には該当しない。

なお、当該作業期間中は、高浜連絡線以外の外部電源からの受電は可能である。

③保安規定 第89条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）

今回の作業は保全計画に基づき定期的に行う点検・保守を実施する場合に該当することから、第89条の規定に基づく必要な措置として、外部電源を運転上の制限外に移行させる前に以下の措置を実施する。なお、確認を終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行するものとする。

・動作可能な外部電源（高浜線、青葉線）について、電圧が確立していることを確認する。

以 上